

## 和泉市立いづみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市立いづみ霊園火葬予約システム（以下「システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム管理者 和泉市長（以下「市長」という。）が指名するシステムの管理責任者をいう。
- (2) 会員 システムを使用する事業者、個人をいう。
- (3) 使用責任者 会員のうち、管理責任者をいう。
- (4) 使用者 実際にシステムを使用し、予約等を行う者をいう。
- (5) ID 使用者に対し、市長が発行する接続用の番号をいう。
- (6) パスワード 接続に伴い必要な暗証番号をいう。

### (システムのサービス)

第3条 市長は、和泉市立いづみ霊園（以下「霊園」という。）の火葬予約をオンラインで行うために必要な機器及びソフトウェアを設置し、使用者に対してこれを使用させる。

### (使用の申請)

第4条 システムを使用しようとする者は、市長に「和泉市立いづみ霊園火葬予約システム使用申請書」（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支障がないと認めるときは、「和泉市立いづみ霊園火葬予約システム使用許可証」（様式第2号、以下「許可証」という。）及びIDを発行する。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。使用を許可しない場合においては、「和泉市立いづみ霊園火葬予約システム使用不許可決定書」（様式第3号）を発行する。

- (1) システムに障害を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- (2) その他、管理上支障があると認められるとき。

### (使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。使用許可の取消しを行う場合においては、「和泉市立いづみ霊園火葬予約システム使用許可取消し決定通知書」（様式第4号）を発行する。

- (1) システムの使用に関し、この要綱に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約の登録、取消しを行ったとき。
- (3) 故意に正常なシステムの運用を妨害したとき。
- (4) ID、パスワードを他の者に貸出又は遺漏したとき。
- (5) 最後に予約をした日から3年間利用がないとき。
- (6) その他、システムの管理上支障があると認めたとき。

(システム使用料)

第6条 システムを利用し、霊園の火葬予約をすることに要する費用は無償とする。ただし、接続するために必要な機器等の費用は、使用者の負担とする。

(予約の手続き)

第7条 使用者はシステムに自らのID及びパスワードを入力することにより、いずみ霊園火葬場の予約申込みを行うものとする。

- 2 使用者は、いずみ霊園使用日の前日の午後8時までに予約申込みを行わなければならない。
- 3 予約の申込みは、死亡の事実が発生してから行うものとし、1遺体につき1件のみとする。

(予約の変更、取消し)

第8条 使用者は、予約の変更又は取消しの必要が生じたときには、直ちにシステムに登録した情報を変更し、又は予約を取消さなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず次条に規定する予約の確定処理がなされた予約については、予約の変更又は取消しを認めないものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときにはこの限りではない。

(予約の確定)

第9条 システムに入力された予約は、葬儀使用料を納付することによって、確定する。

- 2 使用者は、前項の規定に基づく確定処理をいずみ霊園使用日の前日午後9時までに行わなければならないものとする。

(使用責任者)

第10条 会員は、システムを使用するにあたり使用責任者を選定しなければならない。

- 2 使用責任者は、会員を代表し、システム管理者との事務連絡を総括する。

(使用期間)

第11条 システムの使用期間は、使用許可日から1年間とする。

- 2 市長は、使用に関し問題がないと認められる場合に、会員から別段の意思表示がないときは、同一条件にて1年間更新し、以後同様とする。

(システム使用に係る義務)

第12条 会員、使用責任者及び使用者は、システムの使用にあたり次の各号に掲げる事項

を遵守しなければならない。

- (1) この要綱を遵守し、住民サービスを第一に考え、責任と自覚を持って使用しなければならない。
- (2) 使用中に不具合が生じた場合は、操作方法を再確認し使用方法に問題がなければ、直ちにシステム管理者に報告しなければならない。
- (3) 使用方法をよく理解し、積極的にシステムを活用するように努めなければならない。
- (4) 常に他の使用者のことを考え、予約の変更、取消し等を行わないように勤めなければならない。

(譲渡の禁止)

第13条 会員は、使用許可を受けた権利を第三者に譲渡してはならない。

(ID及びパスワードの管理)

第14条 会員は、使用許可を受けたID及びパスワードは、責任を持って管理し、第三者に転貸又は遺漏してはならない。

(変更の届出)

第15条 会員は、届け出た内容に変更が生じた場合には、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は「和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用変更届出書」(様式第5号)により行うものとする。

(許可の返還)

第16条 会員は、システムを使用しなくなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用許可返還届出書」(様式第6号)に許可証を添えて提出するものとする。

(システムの変更等)

第17条 システム管理者は、システムの正常な機能を維持するため仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

- 2 前項の場合において軽微な仕様の変更、又は短時間の停止の場合は、会員に通知しないこととする。
- 3 大幅な仕様の変更、又は長時間の停止の場合は、事前にメール又は文書にて会員に通知する。

(障害の発生)

第18条 システム管理者は、システムに障害が発生した場合は、会員にメールにて通知し、障害が復旧するまでは、市民室窓口において予約を行うものとする。

- 2 システム管理者は、障害が復旧した場合は速やかに会員にメールにて通知する。
- 3 市長は、システム障害が発生したことにより会員に損害が生じた場合においてもその

賠償は行わない。

(プライバシーポリシー)

第19条 このシステムにより市長が取得した個人情報の取り扱いに関しては、「和泉市個人情報保護条例」等の規定に基づき、適切に取り扱う。なお、会員においても個人情報を適切に処理し、管理しなければならない。

(損害賠償)

第20条 市長は、会員が故意、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム及びデータを消去又は破損させたときは、その損害の賠償を求めることができる。

附 則

この訓令は、令和2年8月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所

氏名

㊟

（法人に  
あつては  
名称及び  
代表者名）

和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用申請書

和泉市立いずみ霊園火葬予約システムを使用したいので、和泉市立いずみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

住所			
名称（会員名称）			
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
使用責任者氏名			
申請担当者氏名			

【使用者名簿】

No.	使用者氏名
1	
2	
3	
4	
5	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 □□ □□

和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用許可証

年 月 日付けの申請に関して和泉市立いずみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり許可します。

住所			
名称（会員名称）			
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
使用責任者氏名			

【使用者名簿】

No.	使用者氏名	ID	パスワード
1			
2			
3			
4			
5			

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇

和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用不許可決定通知書

年 月 日付けの申請に関して和泉市立いずみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、許可しないこと決定したので、通知します。

決定理由：

---

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇

和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用許可取消し決定通知書

年 月 日付けの使用許可に関して、和泉市立いずみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱第5条の規定に基づき、取消しを決定したので、通知します。

取消理由：

---



様式第5号（第15条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

届出者 住所

氏名

㊟

(法人に  
あつては  
名称及び  
代表者名)

和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用変更届出書

年 月 日付けで申請しました「和泉市立いずみ霊園火葬予約システム使用申請書」の内容に変更が生じたので、和泉市立いずみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱第15条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

住所			
名称（会員名称）			
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
使用責任者氏名			
申請担当者氏名			

【使用者名簿】

No.	使用者氏名
1	
2	
3	
4	
5	

※変更箇所に丸印をつけてください。

様式第6号（第16条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所

氏名

（法人に  
あつては  
名称及び  
代表者名）

㊟

### 和泉市立いづみ霊園火葬予約システム使用許可返還届出書

和泉市立いづみ霊園火葬予約システム使用許可を返還したいので、和泉市立いづみ霊園火葬予約システム利用に関する要綱第16条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

住所			
名称（会員名称）			
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
使用責任者氏名			
申請担当者氏名			

#### 【使用者名簿】

No.	使用者氏名
1	
2	
3	
4	
5	